

幸手市電力スマートメーター健康リスク分析事業 利用規約

幸手市は、市内に居住する高齢者（以下「居住者」といいます）向けに以下の条件に従って「幸手市電力スマートメーター健康リスク分析事業」（第3条（用語の定義）にて定義します。以下「本サービス」といいます）を提供します。

第1条 （目的）

本規約は、利用者が本サービスを利用するうえで必要な条件等を定めることを目的とします。

第2条 （適用）

1. 本規約は、利用者とサービス提供者との権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. サービス提供者は、本サービスの円滑な運用を図るため、サービス提供者の定める方法により利用者に通知する方法で、必要に応じて諸規定（注意事項および規約若しくはサービス提供者の委託先が定める約款等を含むものとし、以下「諸規定」といいます）を定めることがあります。この場合、諸規定は本規約の一部を構成し、利用者は、本規約に加えて、諸規定も遵守するものとします。
3. 本規約の内容と諸規定の内容が本規約と矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。
4. 利用者は、本サービスを利用するために、本規約および諸規定に同意いただく必要があります。

第3条 （定義）

本規約において別途定める場合を除き、本規約に定める語句の定義は以下のとおりとします。

1. 「本サービス」とは、電力データ等の情報を利用して健康リスク分析を行うことにより、利用者に対して適切なタイミングや伝達手段で、健康増進・介護予防に資する情報をお届けすることで利用者の健康増進・介護予防の取り組みを促進するためのサービスをいいます。
2. 「サービス提供者」とは、本サービスを運営する自治体（当該自治体から業務委託を受けた事業者を含みます）をいいます。
3. 「利用者」とは、サービス提供者が別途提示する手続きに従い、本規約および別途定めるプライバシーポリシーに同意し、本サービスの利用の申し込みを行い、サービス提供者より利用に関する承諾を得られた居住者をいいます。なお、本サービスにおいて複数のサービスを提供する場合においては、サービスごとに利用

申込を行っていただきます（ただし、サービス提供者が指定する様式で複数サービスの申込を行う運用を妨げるものではありません）。

4. 「本システム」とは、本サービスを提供するために用いる、サービス提供者の委託先が運用するサーバー等をいいます。

第4条 （本サービスの目的）

本サービスは、サービス提供者がサービスの提供に伴い得られる利用者の情報等に基づき適切なタイミングや伝達手段で利用者に対し健康増進や介護予防に資する働きかけを行い、利用者が健康で元気な生活を送れるよう支援することを目的（以下「本目的」といいます）としています。

第5条 （本サービスの利用）

利用者は、本サービスを無料でご利用できます。

第6条 （本サービスの内容）

本サービスの内容は、次の各項に定めるとおりです。また、サービス提供者は、第10条に定める手続きに従って利用者がサービス提供者に提供することを同意した情報に基づき、提供可能な範囲で、本サービスを提供します。

1. サービス提供者が取得する利用者の個人情報やアンケート調査結果、データ分析の結果を踏まえた各種情報の提供
2. その他これらに関連するサービス

第7条 （本サービスで取得する情報の取扱いについて）

本サービスの提供にあたり、利用者がサービス提供者に提供することを同意した情報の取扱いは、別途定めるプライバシーポリシーによります。サービスの利用申込に際しては、このプライバシーポリシーの適用を受けることについて、同意していただきます。

第8条 （利用者の責任）

本サービスの利用に関しては、利用者の責任にて行うものとします。

第9条 （利用申込）

各サービスの利用申込にあたっては、本規約及び諸規定の内容をご確認いただき、同意が必要な事項についてご承諾のうえ、所定の様式に則り必要事項を記入した申込書をサービス提供者に提出していただきます。

第10条 （利用可否について）

1. サービス提供者は、利用者が以下の理由に該当することが判明した場合は、その利用者の利用をご遠慮いただくことがあります。なお、ご遠慮いただく場合、理由についてのご回答はいたしかねますことをご了承ください。
 - (1) 利用申込書に記載した内容事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
 - (2) 第 11 条（利用資格）に定める参加資格を全て満たせない場合。
 - (3) その他、サービス提供者が利用申込者を利用者とするのが不適切であると判断した場合。
2. なお、利用者の資格から外れた方の利用申込書につきましては、サービス提供者から利用可否をご連絡した後、速やかに廃棄いたします。

第11条 （利用資格）

利用者は、本サービスへの利用申込時および利用期間中において、常に、以下の条件を全て満たしている必要があります。

1. 幸手市内に居住し、かつ住所を有すること
2. インフラデータを利用するサービスは、利用者が居住する自宅において電気等のインフラ契約があること
3. 利用申込の時点で 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者
4. 要介護認定（要介護 1，要介護 2，要介護 3，要介護 4，要介護 5）を受けていないこと

第12条 （登録事項の変更届出）

氏名、住所、電話番号等、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合、利用者は速やかにサービス提供者に連絡して下さい。

第13条 （利用者への通知・連絡）

サービス提供者が利用者に対して通知または連絡を行うときは、利用者がサービス提供者に提出した利用申込書に記載の住所、電話番号または訪問等の方法から、サービス提供者が適当と判断した方法にて行います。

第14条 （利用の停止）

下記のいずれかが発生した場合、利用者は、本サービスはご利用いただけなくなります。

- (1) 利用者が、第 11 条（利用資格）で規定した利用資格を失った場合
- (2) 利用者が本規約のいずれかに違反した場合またはサービス提供者からの指示に従っていただけない場合

- (3) その他、サービス提供者が利用者の本サービスの利用継続を困難と判断した場合

第15条 (利用の中止)

本サービスの利用の中止を希望する場合、利用者は、本サービスの利用をいつでも中止することができます。利用者が本サービスの利用の中止を希望する場合、サービス提供者までご連絡下さい。

第16条 (お問い合わせ)

本規約に関するお問い合わせ窓口は以下の通りです。なお、お問い合わせの受付に関しては、サービス提供者の営業日の取り扱いとさせていただきます。

- ・ サービス内容に関するお問い合わせ
幸手市介護福祉課高齢福祉担当
電話番号：0480-42-8438
受付日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始等閉庁日を除く）
受付時間：8:30～17:15

第17条 (中断・停止)

サービス提供者は、以下のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの一部または全部を一時中断、または停止することがあります。この場合、サービス提供者は、利用者に不利益や損害が発生した場合でも、サービス提供者に故意または重大な過失がない限り、一切その責任を負わないものとさせていただきます。

- (1) 本サービスのための設備または本システムの保守、更新を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、停電、天災などにより、本サービスの提供が困難な場合
- (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、新型感染症等により本サービスの実施が困難となった場合
- (4) その他、サービス提供者が本サービスの継続が困難であると判断した場合

第18条 (本規約の変更)

1. サービス提供者は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。
 - (1) 利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その

他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 本規約の変更後の内容については、第13条（利用者への通知・連絡）で規定した方法でサービス提供者より利用者に通知します。
3. 本条第1項第2号に該当する変更を行う場合、効力発生に先立ち前項の通知または周知を行います。
4. 本規約の変更が、重要な契約内容の変更を伴う場合は、利用者は、その変更の効力が発生する日までにサービス提供者所定の方法で手続きを行うことにより、本サービスの利用を中止することができます。なお、本項が適用される場合は、本規約変更時の通知または周知により利用者にお知らせします。
5. 前4項の規定にかかわらず、法令上等の理由により、利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合、変更の効力は、変更内容の通知がサービス提供者より発信された後、サービス提供者が、利用者から対面またはその他の手段にて同意の連絡を受信した時点より、同意された利用者に対してのみ生じるものとします。

第19条 （本サービスの内容の変更）

1. サービス提供者は、業務上の都合により、利用者に事前に通知することなく、本サービスの内容の全部または一部を変更することがあります。
2. 本サービスの内容の全部または一部の変更が利用者に重大な影響を及ぼすとサービス提供者が判断した場合は、サービス提供者はその変更の内容をサービス提供者が適当と判断する方法により利用者に通知するものとします。なお、サービス提供者は、本サービスの内容の全部または一部の変更により利用者に損害が生じたとしても、その損害について一切の責任を負いません。

第20条 （禁止事項）

利用者は、本サービスの利用において、次の各号の行為をしてはなりません。また、サービス提供者は、利用者が本サービスに関して、次の各号の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、本サービスの利用停止その他適切な措置を講じることができます。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令または公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) サービス提供者または第三者に損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 本サービスないし当社の活動を妨げる行為、サービス提供者または第三者の信頼を毀損する行為、もしくは、そのおそれのある行為
- (5) サービス提供者または第三者の本サービスの利用に用いる設備等もしくは本サービスの運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (6) 本サービスの改変、またはリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、

人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブル等を行う行為

- (7) 本サービスを通じて提供される情報を改ざんする行為、またはサービス提供者の事前の同意なく第三者に開示する行為
- (8) サービス提供者の事前の承認なく、利用者が自らのために本サービスを利用するという目的に反して営利目的等のために本サービスを利用する行為
- (9) 本サービスの利用に関連する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡する行為またはそれに準ずる行為
- (10) サービス提供者または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (11) 前各号に準ずる行為
- (12) その他、サービス提供者が不適切と判断する行為

第21条 (損害賠償)

- 1. 本サービスの実施において、サービス提供者に責任がある理由で、利用者に損害が生じた場合、サービス提供者は利用者に直接かつ現実に発生した損害の賠償をいたします。ただし、次のいずれかに該当する損害は、サービス提供者に故意または重大な過失がない限り、サービス提供者は一切その責任を負わないものとさせていただきます。
 - (1) 本サービスを実施するにあたり、利用者が第三者に対して与えた損害
 - (2) 利用者の逸失利益に基づく損害
 - (3) サービス提供者の予見できない特別の事情から生じたフレイル検知の誤判断その他の原因に基づく損害
- 2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に起因して利用者に生じた損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、サービス提供者は責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、地変、疫病、火災、停電、騒乱、暴動、新型感染症その他不測の非常事態
 - (2) 善良なる管理者の注意をもっても防御できない本サービス用設備への第三者による不正アクセス・アタック
 - (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務およびそれによる不具合
 - (4) 法令の制定改廃その他当該当事者の責に帰することができない事由

第22条 (免責事項)

- 1. サービス提供者は、利用者の本サービスのご利用およびご利用の結果について一切責任を負いません。ただし、第7項に定める場合を除きます。(以下、本条につ

いて同じです。)

2. 本サービスは、本目的のために行われるものであり、サービス提供者は利用者の課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を完全に行うものではありません。また、利用者における効果等のメリットを完全に保証するものでもありません。
3. サービス提供者は、本サービスが第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害していないことを何ら保証するものではなく、利用者その他の第三者が本サービスに関連して直接的または間接的に被ったいかなる損害についても責任を負いません。
4. 本サービスで提供する内容の品質やセキュリティリスクに関してサービス提供者は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化しており、瑕疵が完全でないことを保証することができないことがあります。
5. 本サービスの実施に関連して、利用者がお持ちの家電機器等に故障等の何らかの問題が発生しても、サービス提供者は、サービス提供者に故意または重大な過失がない限り、一切の責任・債務を負わないものとします。また、利用者がお持ちの機器等に発生した故障等の何らかの問題について、利用者が修理等の依頼を行われたとしても、サービス提供者は、サービス提供者に故意または重大な過失がない限り、利用者が受ける修理・保守料金等を含む金銭的債務、その他一切の責任・債務を負わないものとします。
6. サービス提供者は、本サービスに種類、または品質に関して本規約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます）が発見された場合、第 13 条（利用者への通知・連絡）で規定した方法により、利用者に対し契約不適合のある旨を通知するとともに、契約不適合のない本サービスを提供するか、またはそのサービスの契約不適合を補修すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。
7. 前各項にかかわらず、サービス提供者に帰責事由がある場合において、利用者が本サービスの利用等により損害を被った場合は、サービス提供者は、利用者が本サービスの利用等により被った、社会通念上、債務不履行または不法行為から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）に限定して賠償する責任を負います。ただし、サービス提供者に故意または重大な過失がある場合は、法の定めに従って賠償する責任を負います。なお、本項にかかわらず、第 19 条（本サービスの内容の変更）第 4 項に定める通り、本サービスの全部または一部の変更または追加によりお客様に損害が生じた場合には、サービス提供者に故意または重大な過失がある場合を除き、利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第23条 （委託）

サービス提供者は、本規約に基づくサービス提供者の義務の全部または一部を第三者に委任または請け負わせることができるものとします。

第24条 （知的財産権）

本サービスに係る知的財産権は、サービス提供者またはサービス提供者が利用許諾を受けている第三者に帰属します。本規約による利用者への本サービスの提供は、利用者に対する何らかの権利移転等を意味するものではありません。

第25条 （反社会勢力）

本サービスは、反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者等）またはその関係者の方に対してはご利用をお断りしています。利用開始後、利用者が反社会的勢力またはその関係者であることが判明した場合、サービス提供者は、利用者との契約を解除し、事前に通知なく利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、利用者に損害が生じた場合でも、サービス提供者は一切責任を負わないものとします。

第26条 （協議）

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合は、サービス提供者と利用者は誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

第27条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第28条 （合意管轄裁判所）

利用者とサービス提供者との間の本規約および本サービスに関する紛争については、被告の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定日：2026年7月1日】

幸手市